

第三次富士・東部地域防災アクションプラン

令和3年2月

富士・東部地域防災連絡会議

目 次

第1章 富士・東部域防災アクションプランについて	2
第2章 基本的事項	3
(1) 基本目標	3
(2) 位置付け	3
(3) 計画期間	3
(4) 推進体制	4
(5) 進捗管理	4
第3章 富士・東部地域防災アクションプランの体系	5
1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画	7
2 その他の最悪の事態に係る推進計画	17
別冊 第三次富士・東部地域防災アクション実施機関一覧	

第1章 富士・東部地域防災アクションプランについて

近年、東日本大震災をはじめ、震度7を2度観測した熊本地震や西日本等で大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨など、かつて経験したことがないような大規模災害が日本各地で頻発しています。山梨県においても、平成26年の豪雪や令和元年東日本台風などにより大きな被害を経験しており、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模災害に対する備えが課題となっています。

このような状況の中、山梨県では、平成27年に「山梨県強靭化計画」及び同計画を着実に推進するための施策等を明らかにした「山梨県強靭化アクションプラン」（以下「山梨県強靭化計画等」という。）を策定し、大規模災害に備えた県土の強靭化を推進しているところです。

富士・東部地域においても、平成18年に地域防災力の強化を図るため、富士・東部地域防災連絡会議を発足して以降、様々な取り組みを推進してきました。さらに、平成29年には、山梨県強靭化計画等を踏まえ、「第二次富士・東部地域防災アクションプラン」（以下「第二次アクションプラン」という。）を策定（改定）し、県、市町村、関係機関等が一体となった「自助」・「共助」・「公助」それぞれの防災対策の推進・支援を強化しているところです。

今般、第二次アクションプランの計画期間が終了したこと及び山梨県強靭化計画等の見直しが行われたことから、次の方針により第二次アクションプランを改定し、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応して被害を最小限に留められるように、地域防災体制のより一層の充実・強化を図ることとします。

■ 改定方針

- ① 改定後の山梨県強靭化計画等の内容から防災に関わる施策を抽出し、地震や豪雨・豪雪といったリスク（大規模自然災害）ごとに整理します。
- ② これまでの富士・東部地域防災アクションプランの取組結果等を踏まえ、より地域の実情に応じた施策に見直します。
- ③ 近年の防災情勢の変化に対応した内容にします。
- ④ 「市町村地域防災計画」及び「市町村強靭化計画」等の防災施策の強化・推進を支援する施策とします。

第2章 基本的事項

(1) 基本目標

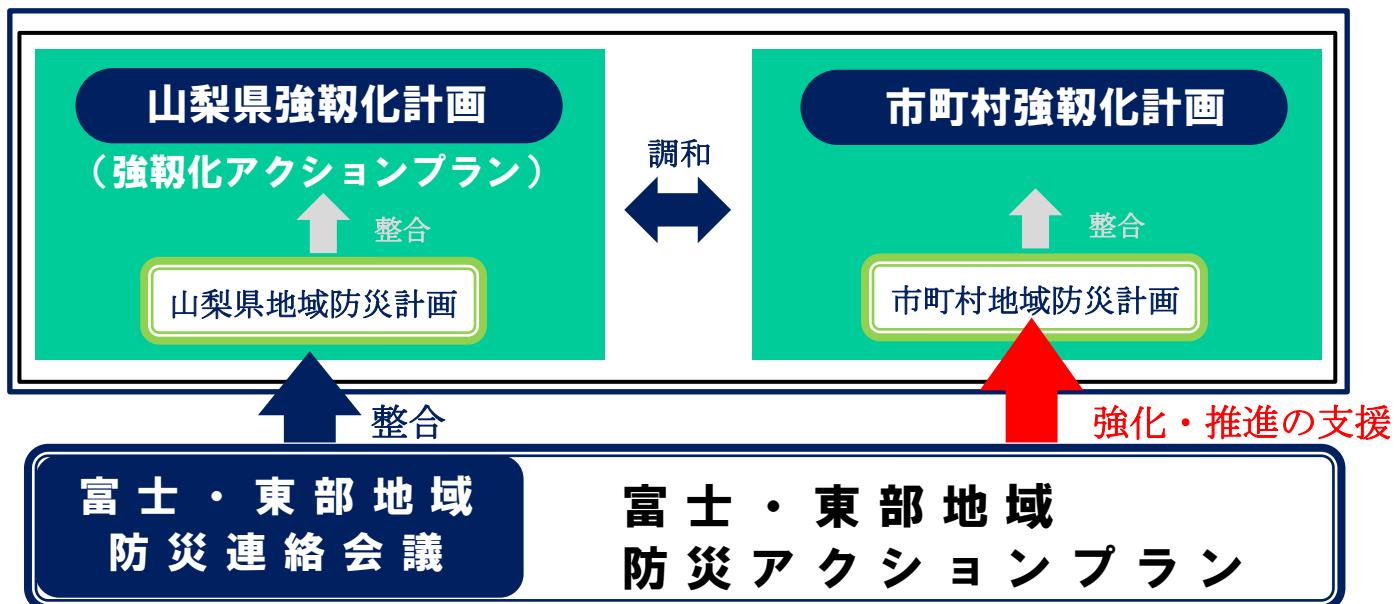
第三次富士・東部地域防災アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を推進するまでの基本目標を次のとおり設定します。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図されること。
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧復興がなされること。

(2) 位置付け

アクションプランは、防災に関し、県、市町村、関係機関等から構成される富士・東部地域防災連絡会議（以下「連絡会議」という。）が取り組むべき行動を整理・体系化し、防災対策を地域ごとに総合的かつ計画的に推進することにより、市町村の防災に係る計画の推進を支援するとともに地域防災体制の充実・強化を図ることを目的に策定するものです。



(3) 計画期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(4) 推進体制

連絡会議を構成する県、市町村、関係機関等が実施主体となり、それぞれアクションプランの施策を踏まえた取り組み内容を検討し、必要に応じて他の構成機関と連携・協力を図ることでの取り組みを実施します。

計画の推進に当たっては、各施策の円滑な実施体制を確保するため、連絡会議が連絡、調整、協力支援、取組状況の把握等を行い、連絡会議構成員の共通理解のもと、防災対策の一体的な取り組みを推進し、地域防災力の強化を図っていきます。

(富士・東部地域防災連絡会議構成機関 37機関)

地方行政機関	甲府地方気象台、甲府河川国道事務所
自衛隊	陸上自衛隊第1特科隊
指定公共機関	日本郵便(株) 富士吉田郵便局、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株) 山梨支店、東京電力パワーグリッド(株) 大月支社、
指定地方公共機関	富士急行(株)、吉田ガス(株)、(一社)山梨県エルピーガス協会
市町村	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
消防本部	都留市消防本部、富士五湖消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部
警察署	富士吉田警察署、大月警察署、上野原警察署
山梨県	富士・東部保健福祉事務所、都留児童相談所、富士・東部林務環境事務所、富士・東部農務事務所、富士・東部建設事務所、富士・東部建設事務所吉田支所、富士・東部教育事務所、富士・東部地域県民センター

(5) 進捗管理

計画期間としている令和2年度から令和6年度までの各年度の施策取組状況を確認し、その結果を連絡会議で報告していきます。

(6) アクションプランの見直し

施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画期間内においても必要に応じ見直しを行うこととします。

第3章 富士・東部地域防災アクションプランの体系

富士・東部地域防災アクションプランは、大規模自然災害発生時に想定される最悪の事態を二つに分類しています。特に回避すべき最悪の事態については最悪の事態ごとに対象となる大規模自然災害を設定し、それらを回避するための対策と推進計画、計画推進のための施策で構成しています。また、その他の最悪の事態についてはそれらを回避するための推進計画と計画推進のための施策で構成しています。

施策ごとの実施主体については別冊実施機関一覧のとおりです。

1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画

対象となる大規模自然災害	対策名	施策数
(1) 地震	I 耐震化等の対策	24
	II 土砂災害等による陸の孤島化対策	20
(2) 富士山火山噴火	I 富士山火山噴火対策	9
(3)豪雨・豪雪	I 水害対策	7
	II 土砂災害等による陸の孤島化対策	21
(4)すべての災害に関連する事項	I 情報収集・発信体制の強化	9
	II 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化	15
	III 行政機関・公共機関の維持	11
	IV 食料の安全供給	1
	V エネルギー供給体制の整備	3
	VI 地域交通ネットワークの維持	7
	VII 防災教育・普及啓発の推進	12
	VIII 老朽化対策の推進	1
合計		140 (うち再掲) 46 (実数) 94

2 その他の最悪の事態にかかる推進計画

想定される最悪の事態	推進計画	施策数
(1)豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	災害対応力の強化 ほか	6
(2)想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	帰宅困難者対策等の推進	2
(3)被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時保健医療体制の整備	2
(4)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	地域防災力の強化 ほか	14

(5)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	発災後のインフラ復旧対策の推進	1
(6)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	中小企業に対する災害時支援制度の充実等	1
(7)エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	発災後のインフラ復旧対策の推進	1
(8)長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止	災害時応急対策の推進 ほか	4
(9)防災インフラの長期にわたる機能不全	防災体制の充実・強化 ほか	4
(10)沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	建築物等の耐震対策の推進 ほか	4
(11)ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	農地の保全等による災害対策の推進 ほか	4
(12)有害物質の大規模拡散・流出	原子力災害対策の推進	1
(13)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備	1
(14)復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力の強化 ほか	9
(15)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	建築物の耐震対策の推進	1
(16)感染症の大規模発生	災害発生時の感染拡大防止と医療提供体制の整備	5
合計		60 (うち再掲) 35 (実数) 25

総計	200 (うち再掲) 81 (実数) 119
----	------------------------------

※一部施策は想定リスク間で重複して設定されているため、同じ施策が再掲される場合は、「*」を記載。

※山梨県強靭化計画【改訂版】においては、国土強靭化基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、山梨県の地域特性等を踏まえた33の「起きてはならない最悪の事態」を設定しており、最悪の事態ごとの推進計画を作成し、個別施策を立案・推進している。

1 特に回避すべき最悪の事態に係る推進計画

(1) 地震

I 耐震化等の対策（24施策）

- 建築物の地震に対する安全性向上のため庁舎、学校等の公的施設、木造住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、電線類の地中化、土地区画整理事業の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進する。
- 住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して住民の防災意識や災害対応力の向上を図るとともに、市町村が行う災害に強いまちづくりを目的とした防災都市づくり計画の策定を推進する。
- 避難者や自主防災組織が避難所の自主運営が行えるように避難所運営体制の整備を促進する。
- 国や県、市町村、民間企業、各種関係機関・団体等と協定の締結及び連携の強化等により防災体制の強化を図る。
- 災害時要配慮者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者等に対する情報支援体制の構築を図る。

①建築物等の耐震対策の推進

- 1 公立小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等
- 2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- 3 保育所等の耐震化の促進
- 4 病院の耐震化の推進・促進
- 5 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

②庁舎等の耐震化

- 6 庁舎等の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等

③災害に強いまちづくりの推進

- 7 都市公園の防災活動拠点機能の強化
- 8 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施
- 9 電線類地中化の推進
- 10 空き家対策の推進

④インフラ等の長寿命化、耐震化

- 11 都市公園施設の長寿命化の推進
- 12 公営住宅の長寿命化の推進
- 13 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- 14 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

⑤地域防災力の強化

- 15 住民参加型の地震防災訓練の実施・参加
- 16 避難所運営マニュアルの作成及び運用（避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。）
- 17 文化施設等における防災対策の推進

⑥防災体制の充実・強化

- 18 災害時に備えた行政機関と民間企業等との協定締結の推進
- 19 大規模災害発生時の初動体制（非常参集体制）の確立及び初動対応（非常参集）訓練の実施

⑦災害時応急対策の推進

- 20 災害時における応急仮設住宅建設、民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進及び公営住宅や職員宿舎の空室の情報提供

⑧災害時要配慮者等の支援体制の充実

- 21 要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討（協定の締結等）

- 22 災害時の介護支援者の確保推進
 - 23 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
 - 24 障害者に対する情報支援体制の構築
-

II 土砂災害等による陸の孤島化対策（20施策）

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化により災害に強い交通網の整備を図る。
 - 災害発生時の緊急物資や燃料の確保・供給体制の整備を推進するとともに、備蓄資機材の確保、避難所等の食料・防災資機材の確保、医薬品の確保等の対策などを実施する。
 - 災害発生時の交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等と連携し、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施する。
-

①土砂災害対策の推進

- 25 治山事業による土砂災害対策の着実な推進及び老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- 26 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

②農地の保全等による災害対策の推進

- 27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備

③緊急物資・燃料の確保

- 28 災害時における燃料確保の推進
- 29 緊急物資の確保・供給体制の整備（調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れや避難所への輸送方法等の検討）

④災害時に備えた道路ネットワーク整備推進

- 30 大規模地震・富士山火山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網（幹線道路、生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等）の整備の推進・促進
- 31 道路防災危険箇所等の解消

⑤インフラ等の長寿命化、耐震化

- 32 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- 33 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進
- *13 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- *14 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

⑥発災後のインフラ復旧対策の推進

- 34 発災後のインフラ復旧体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施・参加等）

⑦防災体制の充実・強化

- *19 大規模災害発生時の初動体制（非常参集体制）の確立及び初動対応（非常参集）訓練の実施

⑧災害時応急対策の推進

- 35 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施・参加

⑨地域防災力の強化

- 36 災害装備・備蓄資機材の確保
- 37 耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備

⑩交通規制及び交通安全対策の実施等

- 38 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施・参加

⑪福祉避難所等の運営体制の充実等

- 39 避難所への公的備蓄の保管

⑫社会福祉施設の防災資機材等の整備

- 40 高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

⑬災害時保健医療体制の整備

- 41 医薬品等の備蓄・供給体制の整備
-

(2) 富士山火山噴火

I 富士山火山噴火対策（9施策）

○富士山噴火を想定した広域避難の運用体制を推進する。

①住民等の避難対策

- 42 富士山火山広域避難計画に基づく訓練の実施・参加及び受入体制の整備
- 43 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進
- 44 富士山の火山避難計画の整備、富士山の火山ハザードマップの周知
- *30 大規模地震・富士山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網（幹線道路、生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等）の整備の推進・促進
- 45 富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり

②観光客・登山者等の避難対策

- 46 富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進
- 47 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

③地域防災力の強化

- 48 他県市町村との広域的な協定の締結の推進・検討

④被害情報の収集体制の確立

- 49 被災状況等の効果的情報収集体制の確立

(3) 豪雨・豪雪

I 水害対策（7施策）

- 住民の生命・財産を守るための河川整備及び河川管理施設の長寿命化を図るとともに、水防訓練等を推進する。

①地域防災力の強化

- 50 水害の広域避難体制の構築及び訓練の実施・参加

②洪水被害等を防止する治水対策の推進

- 51 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進、雨水貯留浸透施設の整備の推進

③水防対策の推進

- 52 広報資料や防災アプリなどによる防災情報（土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、水位情報等）の周知

- 53 水防訓練の実施・参加

- 54 水防用資材の備蓄の推進

④農地の保全等による災害対策の推進

- *27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備

⑤福祉避難所等の運営体制の充実等

- 55 要配慮者支援マニュアル等の作成及び運用

II 土砂災害等による陸の孤島化対策（21施策）

- 土砂災害から住民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化により災害に強い交通網の整備を図る。

- 災害発生時の緊急物資や燃料の確保・供給体制の整備を推進するとともに、備蓄資機材の確保、避難所等の食料・防災資機材の確保、医薬品の確保等の対策などを実施する。

- 災害発生時の交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等と連携し、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施する。

- 除排雪体制の確立と雪に関する情報の共有・発信の強化など、冬期における安全な道路交通の確保を図る。

（1）地震

- *Ⅱ土砂災害による陸の孤島化対策 に次の施策を追加

⑭除排雪体制や実施計画等の充実・強化

- 56 除排雪体制や実施計画等の充実・強化

(4)すべての災害に関連する事項

I 情報収集・発信体制の強化（9施策）

- 住民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のための被害情報収集体制の構築、通信機能の強化を図る。
 - 様々な事態を想定した訓練等により地域防災力の強化を図る。
-

①通信機能の強化

- 57 公衆無線LAN環境（Free Wi-Fi スポット）の整備促進
- 58 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備及び消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進

②防災・災害情報提供体制の整備

- 59 住民・滞在者に対する防災・災害情報提供
- *47 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- 60 災害時広報活動マニュアルの運用

③被害情報の収集体制の確立

- 61 総合防災情報システム等を活用した被害情報の収集
- 62 テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

④災害対応力の強化

- 63 公用車両の災害対応機能の強化

⑤地域防災力の強化

- 64 様々な事態を想定した図上訓練等の実施・参加
-

II 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化（15施策）

- 消防・救急・救助体制の強化、医療・救護活動体制の充実強化を図る。
 - ヘリポートの確保・整備、災害装備資機材の整備、医療施設のライフライン確保体制の整備、災害時保健医療体制の整備等による地域防災力の強化及び防災体制の強化を図る。
-

①消防・救急・救助体制の強化

- 65 救急搬送体制の充実強化
- 66 消防職員・消防団員の育成及び救急救命士の養成・確保の推進

②災害時医療救護体制の充実

- 67 DMAT（災害派遣医療チーム）及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）との連携、受入体制の整備

- 68 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施・参加

③防災体制の充実・強化

- 69 他自治体との連携推進
- *36 災害装備・備蓄資機材の確保

④地域防災力の強化

- 70 消防防災ヘリポート・ドクターへリの離着陸場の確保・整備
- 71 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施・参加

⑤災害に強いまちづくりの推進

- *7 都市公園の防災活動拠点機能の強化

⑥福祉避難所等の運営体制の充実

72 避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施・参加

⑦災害時応急対策の推進

73 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（関係団体等との協定締結、訓練等の実施・参加）

⑧災害時保健医療体制の整備

74 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進

75 透析患者の支援体制の整備（避難行動要支援者名簿・個別計画の整備）

⑨建築物等の耐震対策の推進

*4 病院の耐震化の推進・促進

⑩通信機能の強化

76 災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保及びEMIS（広域災害救急医療情報システム）訓練の実施・参加

III 行政機関・公共機関の維持（11施策）

○災害対策本部・初動体制等の強化、受援計画や業務継続計画の策定、早期復旧のための体制整備等を行い、災害対応力の強化を図る。

○防災拠点等の非常用電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図る。

①災害対応力の強化

77 大規模災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定・運用

*28 災害時における燃料確保の推進

78 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化

②防災体制の充実・強化

*19 大規模災害発生時の初動体制（非常参集体制）の確立及び初動対応（非常参集）訓練の実施

79 防災体制（災害対策本部体制等）の検証・見直し

80 災害対応に関する職員研修の実施・参加

81 大規模災害発時における受援体制の構築

③地域防災力の強化

82 県・市町村への職員派遣の推進・強化

83 市町村の災害対応力の強化支援（計画等策定、訓練等への支援）

④庁舎等の耐震化

*6 庁舎等の耐震化の推進及び耐震化が完了した庁舎等の適正な維持管理等

⑤除排雪体制や実施計画等の充実・強化

*56 除排雪体制や実施計画等の充実・強化

IV 食料の安定供給（1施策）

○食料の安定供給のため、農業用水利施設等を抱える地域において、災害対策の推進を行う。

①農地の保全等による災害対策の推進

*27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備

V エネルギー供給体制の整備（3施策）

○災害による大規模停電の発生を想定し、電力供給インフラ被害の最小化に向けた平時からの取組や、停電発生時における復旧作業の迅速化など、関係機関が連携し、電力供給体制の強化を図る。

①電力供給体制の強化

*9 電柱類地中化の推進

84 災害時の電力供給体制強化に向けた関係機関との連携

②発災後のインフラ復旧対策の推進

*34 発災後のインフラ復旧体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施・参加等）

VI 地域交通ネットワークの維持（7施策）

○避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる幹線道路・農道・林道等の整備や橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。また、災害時の応急対策業務体制を整備する。

○災害時の適切な交通規制実施のための緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付に係る訓練等を実施する。

①災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

*30 大規模地震・富士山噴火などの発生時に避難路・輸送路となる道路網（幹線道路、生活道路、都市計画道路、高速道路、農道、林道等）の整備の推進・促進

*31 道路防災危険箇所等の解消

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*13 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

*14 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

③災害時応急対策の推進

*35 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施・参加

④除排雪体制や実施計画等の充実・強化

*56 除排雪体制や実施計画等の充実・強化

⑤交通規制及び交通安全対策の実施等

85 実践的な交通規制訓練等の実施・参加

VII 防災教育・普及啓発の推進（12施策）

- 地域の防災に関する人材育成、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、学校における防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図る。
 - 避難所の運営を実質的に担える組織を育成するため、避難所の自主運営に関する地域住民の意識啓発を図る。
-

①災害時相談支援体制の充実

- 86 被災者の生活再建支援の充実（住民への被災者生活再建支援制度の普及啓発）
- 87 被災者の相談体制（公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、DV等被害者生活相談、放射線の影響、法律、税務及び行政書士業務等）の整備・充実（窓口の強化やマニュアルの見直し等）や協定の締結

②防災教育等による地域防災力の強化

- 88 効果的な防災教育のための教育機関等との情報共有・連携等の推進及び住民の防災意識の啓発・高揚
- 89 家庭や事業所等における備蓄充実の促進
- *47 外国人住民・旅行者に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- 90 土砂災害防災訓練の実施・参加

③学校における防災教育等の推進

- 91 公立小中学校における防災対策、児童生徒に対する出前講座などの防災教育及び安全確保対策の推進

④ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- *44 富士山の火山避難計画の整備、富士山の火山ハザードマップの周知
 - 92 液状化危険度マップの作成・周知
 - *27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備
 - *52 広報資料や防災アプリなどによる防災情報（土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、水位情報等）の周知
 - 93 河川情報システム及び土砂災害等情報システムの運用・活用
-

VIII老朽化対策の推進（1 施策）

○これから更新時期を迎える老朽化施設が増加することを見据え、公共施設等（公共建築物・インフラ）の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定し、フォローアップするとともに、個別の長寿命化計画等に基づき計画的な公共施設等の老朽化対策を推進する。

①公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

94 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

2 その他の最悪の事態に係る推進計画

(1)豪雪等に伴う多数の死傷者の発生（6施策）

- 民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化、緊急物資・燃料の確保等を推進し、防災体制の強化を図る
-

①災害対応力の強化

*69 他自治体との連携推進

*18 災害時に備えた行政機関と民間企業等との協定締結の推進

②災害時保健医療体制の整備

*75 透析患者の支援体制の整備（避難行動要支援者名簿・個別計画の整備）

③緊急物資・燃料の確保

*28 災害時における燃料確保の推進

*29 緊急物資の確保・供給体制の整備（調達・配送の協定の締結、救援物資の受け入れや避難所への輸送方法等の検討）

④除排雪体制や実施計画等の充実・強化

*56 除排雪体制や実施計画等の充実・強化

(2)想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（富士山火山噴火対策の滞留者を除く）（2施策）

- 帰宅困難者・滞留者の一時避難についての具体的な業務について整理する。また、災害時の公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進める。

- 被災動物の救護体制を構築するとともに、円滑な救護活動のための研修会を開催し、被災動物の救護体制の相互連携を図る。
-

①帰宅困難者対策等の推進

95 庁舎内への避難者の対応検討

96 帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

(3)被災地における疫病・感染症等の大規模発生（2施策）

- 平常時から保健所及び市町村の保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、実践的な訓練を重ねることによりマニュアルの評価を行う。
 - 災害発生後に感染症のまん延を防止するための体制の整備を行う。
 - 原子力発電所事故による放射線の影響に関する福島の事例等を基に、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等の相談体制を整備する。
-

①災害時保健医療体制の整備

97 防疫用消毒剤等の確保体制の構築

*87 被災者の相談体制（公共交通機関、道路、ライフライン、物資調達、消費者被害、放射線、法律、税務及び行政書士業務等）の整備（窓口の強化やマニュアルの見直し等）や協定の締結

(4)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生（14施策）

- 災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の推進等による防災体制の強化を図る。
 - インフラ等の耐震化を推進するとともに、災害時に備えた災害時保健医療体制の整備を図る。
 - 災害時要援護者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者に対する情報支援体制の構築を図る
-

①地域防災力の強化

*16 避難所運営マニュアルの作成及び運用（避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。）

98 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

②インフラ等の耐震化

*32 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

③建築物等の耐震対策の促進

*2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

*1 公立小中学校の校舎等の耐震対策の推進及び適正な維持管理等

④災害時保健医療体制の整備

99 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

100 災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

⑤福祉避難所等の運営体制の充実等

*55 要配慮者支援マニュアル等の作成及び運用

⑥要配慮者等の支援体制の充実

*21 要配慮者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討（協定の締結等）

*22 災害時の介護支援者の確保推進

*23 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

101 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

*72 避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施・参加

⑦災害時応急対策の推進

*20 災害時における応急仮設住宅建設、民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進及び公営住宅や職員宿舎の空室の情報提供

(5)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態（1施策）

○大規模発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

①発災後のインフラ復旧対策の推進

*34 発災後のインフラ復旧体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施・参加等）

(6)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産（1施策）

○中小企業の災害復旧融資制度の相談体制の充実、資金繰り・融資相談のための職員の専門性向上、金融機関との連絡体制の確立等を実施する。

①中小企業に対する災害時支援制度の充実等

102 地震災害防止対策融資制度や災害融資制度等の周知及び金融相談体制の充実

(7)エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響（1施策）

○大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

①発災後のインフラ復旧対策の推進

*34 発災後のインフラ復旧体制の整備（関係機関との連携体制の構築、防災訓練の実施・参加等）

(8)長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止（4施策）

- 応急復旧業務実施のための管路管理業協会との連絡体制構築、協定の随時更新、定期訓練の検討を実施するとともに、下水道施設の耐震化・長寿命化、BCP訓練、地震対策マニュアルの見直し等を行う。
 - 水道施設の耐震化を着実に実施するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道業者に促す。また、複数のルートによる円滑な給水応援要請・活動実施のため関係機関との連携、調整を図る。
 - 農業集落排水事業により整備した施設の耐震化も見据えた機能診断調査の推進や対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。
-

①災害時応急対策の推進

103 災害時における下水道応急復旧体制の強化（地震対策マニュアルの作成・見直し等）

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*32 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

*33 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進

③農地の保全等による災害対策の推進

*27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備

(9)防災インフラの長期にわたる機能不全（4施策）

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る
-

①防災体制の充実・強化

104 災害時における道路・河川・砂防施設における緊急対処法の検討（マニュアルの作成・更新及び訓練の実施・参加等）

②災害時応急対策の推進

105 災害時における電源確保の推進

③洪水被害等を防止する治水対策の推進

*51 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

④土砂災害対策の推進

*26 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

**(10) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
(4 施策)**

○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。

①建築物等の耐震対策の推進

*2 木造住宅等及び避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

106 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施体制の強化（人員確保や講習への参加等）

②インフラ等の長寿命化、耐震化

*33 下水道施設の長寿命化・耐震化の推進

③災害時応急対策の推進

*103 災害時における下水道応急復旧体制の強化（地震対策マニュアルの作成・見直し等）

(11) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 (4 施策)

○老朽化した農業用水利施設について、詳細な点検・調査を実施し、老朽化の進行や耐震性の不足等に対応する施設の改修や補強について計画的な整備を促進する。

○道路、河川及び砂防施設における緊急対処マニュアルの作成、緊急対処訓練等を実施する。

①農地の保全等による災害対策の推進

*27 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等（老朽化した農業用ため池、用排水施設等）の整備

②洪水被害等を防止する治水対策の推進

*51 洪水被害を防止する河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

③土砂災害対策の推進

*26 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進、砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

④災害時応急対策の推進

*104 災害時における道路・河川・砂防施設における緊急対処法の検討（マニュアルの作成・更新及び訓練の実施・参加等）

(12)有害物質の大規模拡散・流出（1施策）

○原子力総合防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。

①原子力災害対策の推進

107 原子力災害対策の推進（浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく受入体制の整備等）

(13)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態（1施策）

○再議味に発生する災害廃棄物の処理について、市町村の災害廃棄物処理計画を策定する。また、廃棄物関係団体との災害時の協力体制等の協定を必要に応じて更新する。

①災害廃棄物処理体制の整備

108 災害廃棄物の処理体制の整備

(14)復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態（9施策）

○防災資機材等の整備、自主防災組織と連携した避難所訓練の実施などコミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、適切な避難対策を実施する。
○消防団員の確保対策及び消防団の活性化対策を促進するとともに、市町村の消防団活性化総合計画の見直しや消防団の救助用資機材等を充実する。
○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するとともに、ボランティアコーディネーター等の資質向上、災害時の連携体制づくり、女性や災害時要配慮者等に配慮した避難所運営についての啓発・周知等を実施する。

①地域防災力の強化

109 地域防災力の強化を支える人材及び防災士の育成

110 自主防災組織の防災資機材の整備

111 災害関連N P O、ボランティア団体等との連携・協働（協定締結や研修・訓練の協働等）

*16 避難所運営マニュアルの作成及び運用（避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施を含む。）

②消防・救急・救助体制の強化

112 消防団員の確保対策等による消防団の活性化

113 消防団の救助資機材等の整備

③福祉避難所等の運営体制の充実等

*101 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

*72 避難行動要支援者（要配慮者）対策訓練（避難誘導、福祉避難所の開設等）の実施・参加

114 ボランティアコーディネーター養成及びボランティアセンター設置・運営訓練の実施・参加

(15) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失（1施策）

○有形文化財（建造物）について耐震対策を計画的に実施する。

①建築物の耐震対策の推進

*5 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(16) 感染症の大規模発生（5施策）

○感染症まん延期にあっても避難所を運営できるよう避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外への避難所の確保を行う。

○市町村と保健所・医療機関等の連携を図る。

○被災地での感染症のまん延に備え、医療物資を備蓄する。

①災害発生時の感染拡大防止と医療提供体制の整備

115 新型コロナウイルス感染症等に対応した避難所運営マニュアルの作成

116 保健所・医療機関等との連携（事前の対応協議、連絡体制の整備等）

117 指定避難所以外の避難所の確保

118 感染症対策に有効な物資・資材等の確保・供給体制の整備

119 住民・滞在者への周知及び訓練等の実施・参加
